

湖面利用における水難事故対応について

稲葉 智彦¹

¹中部地方整備局 静岡河川事務所 島田出張所 (〒427-0024 静岡県島田市横井3-25-10)

令和6年10月13日、長島ダム接岨湖においてSUPによる水面利用を行っていたところ、男性が落水し、それを助けようとした女性も溺れ2名が亡くなる痛ましい水難事故が発生した。事故原因を特定後、直ちに接岨湖湖面利用協議会を立ち上げ再発防止策を検討し令和6年10月26日には制限区域を設けて湖面利用を再開した。

本稿では、今回の水難事故を踏まえ湖面利用における水難事故の対応と今後の管理のあり方について考察する。

キーワード 湖面利用, 水難事故, 再発防止策

1. 水難事故の概要

(1) 長島ダムの概要

長島ダムは、一級河川大井川水系大井川の上流、静岡県榛原郡川根本町に位置する、高さ109m、長さ308m、総貯水容量7,800万m³の重力式コンクリートダムである。平成14年より管理を開始し、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水・かんがい用水・工業用水の供給を目的としている。

「地域に開かれたダム」として、ダム堤体内部の見学やダム湖面の一般開放など、地域活性化の取り組みを行っている。



図-1 長島ダム流域図

(2) 接岨湖湖面利用協議会（1回/年）

接岨湖は、平成15年の静岡国体カヌー競技開催を機に「カヌーのまち川根本町」としてカヌー教室や川根高校カヌー部の練習、町のイベント等で広く活用されている。接岨湖においては、自由利用の原則で様々な団体・個人が利用していることから、利用者相互が安全かつ有意義に利用できるよう協議、調整を図ることを目的として、この協議会において湖面利用ルールを決めている。

(3) 水難事故の概要

発生日時：令和6年10月13日（日）11時頃
発生場所：長島ダム接岨湖 貯砂ダム下流付近
被害者：男性（50代）、女性（50代） 死亡
（同行していた女性1名は無事）



2. 水難事故の状況

(1) 水難事故発生時の状況

長島ダム接岨湖で3名（男性1人女性2名）がSUPによ

る水面利用を行っていたところ、長島ダムの上流にある貯砂ダム下流付近において、何らかの理由で男性が落水し溺れた。女性が助けようとしたところ同時に溺れた模様。同行していた女性が警察に連絡し消防ヘリにより引き上げられたが2名とも心肺停止状態であった。その後、病院に搬送された後に死亡が確認された。溺れた2名は当時ライフジャケットを着用していた。また、過去の利用履歴（利用届）からR6.5.3に接岨湖でSUPをしていたことを確認した。

(2) 水難事故発生前の状況

当該利用者は当日の9時に長島ダム管理所で水面利用の受付を行った。受付時に「現在、水位差があり水流の急な貯砂ダムには近づかないよう理解してもらう」と当方から説明した上で湖面利用ルールを配布して読んでおくよう指導した。その後、10時前にSUPを開始したと推測される。

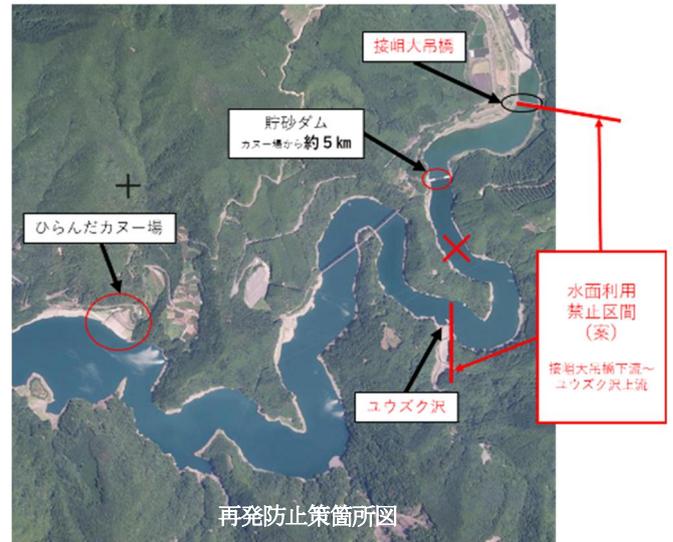
湖面利用者に対し当方の行っていた対応は、看板、ホームページ、協議会による注意喚起である。



4. 再発防止策について

警察からの聞き取りを踏まえ、所内で再発防止策の素案を作成し「接岨湖 湖面利用協議会」で合意を得た。

- ・流水に流されやすいため、手漕ぎボートを対象に貯砂ダム周辺の水面利用禁止区間を設定し、ブイ・看板の設置することにより乗船前および利用中の注意喚起を行うこととした。
- ・湖面利用ルールの改定および協議会委員による湖面利用パトロール隊による安全利用巡視により安全利用を促す。



3. 事故発生直後の対応

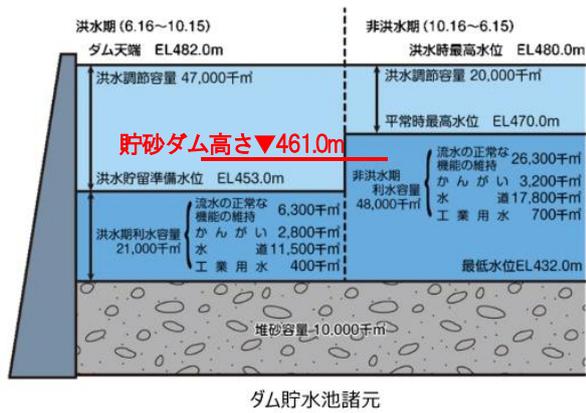
翌日10月14日から協議会で再発防止策が決定するまで水面の一般利用を禁止した。ただし、接岨湖の水面利用は、地元川根本町の重要な観光資源であるため、利用制限を緊急にかけつつも迅速に対応する必要があった。

臨時に協議会を開催し、水難事故状況について報告し利用禁止を含む当面の対応や湖面利用ルールの改定（案）について議論した。



5. 水難事故後の懸念事項

事故直後はマスコミの問い合わせがあり、正確な情報を伝えるよう注意を払った。事故の発生箇所や原因については警察による捜査中であったことから詳しいことが分からない状況であったため、推測では答えないように注意した。事故現場の側に管理施設の貯砂ダムがあったことから国の管理瑕疵や利用者への問い合わせなど懸念される状況であった。捜査の結果、原因は溺死によるものとされ、貯砂ダムの落差に巻き込まれたものではないことであった。



6. 対応経緯のまとめ

- ・ 10月13日（日）事故発生
- ・ 10月14日（月）接岨湖一般使用禁止措置
- ・ 10月17日（木）島田警察署 刑事課への聞き取り
- ・ 10月21日（月）接岨湖湖面利用協議会の開催
- ・ 10月24日（木）「水面利用禁止区域明示看板」及び「ブイ」の設置完了
- ・ 10月25日（金）事故再発防止策として接岨湖水面利用禁止区域の設定を公表（記者発表）

- ・ 10月26日（土）水面利用禁止区間を設けて利用の再開

7. 今後の利用における管理のあり方

昨年度はアニメ「ゆるキャン」の効果もあり、近年はダム周辺の施設を含め、多くの方が長島ダムを訪れており、湖面を含め遊歩道や船乗場等の利用施設の安全性を全体的に高める必要がある。これについては、占有者の川根本町と合同で毎年点検を実施している。湖面利用については届出により自由使用としているが、今後も利用者の意見を把握して、協議会の中で対応策について議論し、湖面利用と利用施設の管理に反映していくことが必要であると改めて認識した。引き続き安全利用施設の管理に努めていく。

8. おわりに

長島ダムでは令和6年10月13日以降、水難事故は発生していない。今後も利用者目線も踏まえ湖面利用の安全の場を提供していきたいと考えている。

最後に今回の水難事故対応で協力していただいた川根本町および接岨湖湖面利用協議会の皆さまに感謝する。